

# 医 事 課

## 1. 医師、歯科医師の行政処分等について

### (1) 医師等に対する再教育研修について

昨年の医師法及び歯科医師法改正により、行政処分を受けた医師等に対する再教育制度の創設が盛り込まれ、平成19年4月から施行されることとなっている。

再教育研修は、①倫理研修（医師等としての倫理の保持に関する研修をいう。）及び技術研修（医師等として具有すべき知識及び技能に関する研修をいう。）を内容とするとともに、②研修の種類として、団体研修と個別研修を設けている。

なお、改正省令案では併せて、個別研修を受けようとする者は、個別研修計画書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこと等を規定する予定としており、当該改正省令案のパブリックコメントを募集中であるので、御承知おき願いたい。

### (2) 医師等に対する行政処分関係の法律改正について

医師等に対する行政処分関係の法律改正については、上記のほか、①医業の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、②医業停止処分の期間の上限（3年）の明確化、③調査権限の創設、④再免許に係る手続の整備、⑤国民からの医師資格の確認方法等が盛り込まれており、平成19年4月から施行されるので御承知おき願いたい。

### (3) 医療関係資格者の行政処分対象事案の把握等について

医療関係資格者の行政処分対象事案の把握については、かねてより御協力いただいているところであるが、情報入手の適正化の観点から平成16年より医師及び歯科医師が刑事事件の被疑者として起訴された場合及び判決が出された場合に、法務省から当省に対し、医師の氏名、事件の概要等の情報が提供されることとなっている。

このため、法務省から提供のあった情報を含め、各都道府県に判決書の入手等を依頼することとしているので、引き続き、御協力をお願いする。

また、その他の医療関係資格者の対象事案の把握及び判決書の入手等については、従前の取扱いと同様である。

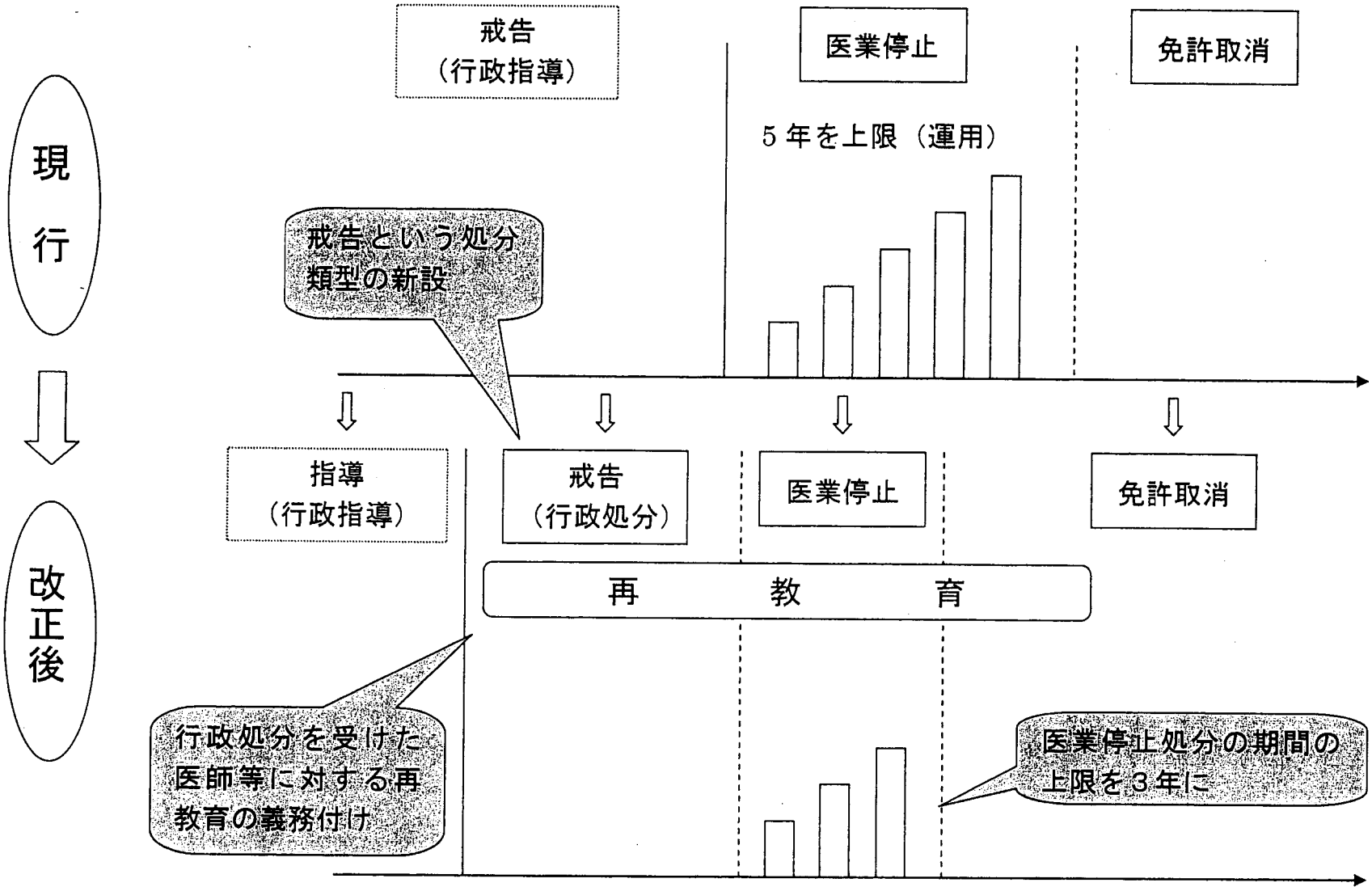
### (4) 再教育研修に係る弁明の聴取について

平成19年度から、行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育研修受講を命ずることとなるが、被処分者にとっては新たな不利益処分となるため、処分に先立って弁明の聴取を行う必要がある。

行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、これに加えて、再教育研修に係る弁明の聴取も行って頂きたい、今後、具体的手続について通知するので、御協力をお願いする。

# 医師等に対する行政処分のある見直し（医師法等）

行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付けるとともに、医業の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、医業停止処分の期間の上限の明確化、調査権限の創設、再免許に係る手続の整備等を行う。



## 行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務付け（医師法等）

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付ける。

都道府県による意見聴取または弁明聴取（行政処分）

〔行政処分〕  
○医業停止  
○戒告  
○再免許

対象職種：医師、歯科医師、薬剤師、  
保健師、助産師、看護師、准看護師

医業停止期間

処分の原因  
となる行為

都道府県による弁明聴取（再教育）

厚生労働大臣による再教育受講命令

（倫理研修）

（技術研修）

再教育修了

修了認定を経て、医籍に記載

※行政処分の内容・原因となる行為により、再教育の内容・期間は異なる。

※再教育修了までの間は、病院・診療所の管理者になることができない。

## 2. 医師等の資格確認について

### (1) 医療機関、保健所等における資格確認について

医療機関等において、医師、歯科医師及びその他の免許資格職種を採用する場合は、免許証等の原本により資格を有していることの確認を求めているほか、保健所等において、免許証の再交付申請があった場合は、厳密に本人確認を行うよう求めているところである。

免許資格職種の資格確認については、昭和47年1月19日付医発第76号、昭和53年3月20日付医発第289号及び昭和60年10月9日付健政発第676号により通知しているところであり、関係部局、貴管下保健所、病院、診療所等関係機関に対し、厳正な資格確認を行うよう徹底願いたい。

### (2) 医師等資格確認検索システムについて

医師法及び歯科医師法の一部改正により、平成19年4月から医師及び歯科医師（以下、「医師等」という）の氏名、性別、医籍及び歯科医籍の登録年月日、処分に関する事項を公表することとなった。

これは、医師等の氏名を公表することにより、医師等でない者からの医療の提供等を避けることができ、国民の生命・健康の保護に寄与すると考えられるためである。ついては、これらの情報を国民が確認できるよう、厚生労働省ホームページ上に検索システムを設けることとする（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）ので、ご承知おき願いたい。

なお、医療機関等における医師等の資格確認に当たっては、あくまでも免許証等の原本により行い、この検索システムで資格確認を行ったこととするものがないよう指導方願います。

### (3) 免許申請書等の取扱いについて

最近、保健所職員が県庁へ免許証書換交付申請書を進達するに際し、列車内で当該申請書が盗難に遭うという事件が発生したところである。

免許に係る事務については、個人に関する情報を扱うものであり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）においては「保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（第6条）」旨規定されており、各都道府県個人情報保護条例においても同趣旨の規定が置かれているところであるので、今後かかる事態が発生することのないよう、都道府県から国への申請書の進達は郵送に限るなどの一層の管理体制整備を図られたい。

### 3. 医師臨床研修制度について

#### (1) 臨床研修を巡る状況

今年度は、新しい臨床研修制度が施行されて3年目、今年4月には新制度における2期目の修了者が誕生する。

昨年10月に実施された研修医マッチングでは、前3回とも上回る96.3%と過去最高のマッチ率であった。

また、臨床研修病院で研修を受ける研修医の割合は51.2%（昨年度51.7%）となり、昨年度よりは0.5%低くなったものの、臨床研修病院で研修を受ける研修医の割合が大学病院で研修を受ける研修医の割合を2年連続上回っている。地域別の状況は、別添資料のとおりである。

#### (2) 臨床研修に係る財源の確保等

新制度施行4年目に当たる平成19年度予算案では、医師臨床研修費補助金は対前年度約8億円減の162億円を計上した。この中では、特定の地域、診療科における医師の偏在等に対応し、医師不足偏在対策経費（約22億円）を創設している。

全体では、対前年度約8億円の減額となっているが、これは主に物件費の見直し等によるものである。新制度の導入を円滑に進めるための経費（導入円滑化特別加算）については、引き続き補助対象の最低基準を引き上げて重点化したことによる対前年度22億円の減であるが、指導体制を確保するための経費（教育指導経費）は一層の充実を図ることとし、物件費を見直した上で前述の医師不足偏在対策経費を含め対前年度約14億円の増となっており、必要な金額は確保されていると考えている。

各都道府県におかれては、新制度の趣旨を踏まえ、円滑かつ着実な実施に向けて引き続きご協力をお願いしたい。

また、医師臨床研修費補助金の交付申請や実績報告などの手続については、各都道府県からの提出先を平成19年度予算から所轄の地方厚生局とすることとしている。これについては、改めて通知を発出する予定であるので、通知に基づき所要の手続を行うようお願いする。

#### (3) 臨床研修を修了した旨の医籍への登録

昨年3月末に新制度における初の臨床研修修了者が誕生し、臨床研修を修了した旨の医籍への登録を行ってきているところである。

この際の申請書は、医師免許とは異なり、保健所を通さずに地方厚生局を経由して厚生労働省医政局医事課に送付することについては、昨年の会議でもお知らせしているが、1月末現在の医籍への登録者は、6千人にも達していないところである。（5,903人；約82%）

各都道府県においても、医籍への登録を速やかに行うよう、臨床研修病院に対し、周知を図っていただきたい。

#### (4) 臨床研修指導医ガイドライン（試行版）について

医師臨床研修指導ガイドラインについては、昨年2月全体版を公表し、本年度は各現場で試行的に使用していただき、ご意見をいただいているところであり、平成19年度に完成版を作成する予定としている。

各都道府県におかれては、都道府県立病院や保健所等に対し、ガイドラインの積極的な利用と意見の提出について、働きかけていただきたい。

### 4 医療従事者の養成について

(1) 医師等医療関係職種の状態試験については、各職種の更なる質の向上を図る観点から、適宜、試験の改善を図り、その実施に努めているところである。

また、平成18年度の状態試験は、別冊の関係資料のとおり実施するので、合格発表後の免許申請手続きにあたっては、引き続き適切な実施方をお願いする。

(2) 当課で所管する各医療関係職種の養成所については、近年、理学療法士、作業療法士等の新設校が増加している状況にあるが、今後は新設校のみならず既存校においてもその質の確保が重要となっていることから、各養成所の年次報告書等を踏まえ、各地方厚生局を中心として必要に応じ適宜個別に指導を行っていく予定である。

### 5. あはき無資格者の取締り等について

あん摩、マッサージ又は指圧について、無資格者が業として行っているとの情報が当課に多く寄せられているところである。

このため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「あはき法」という。）第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないこととなっていることについて、周知・啓発を図りたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指

圧を業とする者の取締りについて」（昭和39年11月18日付医発第1379号）、「医業類似行為に対する取扱いについて」（平成3年6月28日付医事第58号）において示している趣旨を踏まえ、保健所等関係機関とも連携し、その徹底を図りたい。

さらに、あはき法第1条のあん摩、マッサージ又は指圧が行われていない施設において「マッサージ」等と広告することについては、同施設においてあん摩マッサージ指圧が行われていると一般人が誤認するおそれがあり、公衆衛生上も看過できないものであるので、各都道府県におかれても、このような広告を行わないよう指導方お願いする。

（関連のホームページ）

無資格者によるあん摩マッサージ指圧業等の防止について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anken/hourei/061115-1.html>

## 6. 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行について

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号。以下「改正法」という。）については、昨年4月1日付けで施行されたところである。

既に通知しているとおり、今回の改正法により、衛生検査技師の資格については廃止されることとなったが、経過措置として、

- ① 改正法施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者又は②により従前の例による衛生検査技師免許を受けた者については、引き続き、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査等を行うことができること
- ② 改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の規定による衛生検査技師免許を受けることができる者が衛生検査技師免許の交付申請を行った場合には、平成22年度末までの間は、従前の例により衛生検査技師免許を受けることができること

とされているので、各都道府県におかれては、引き続き通知の周知を図っていただきたい。

## 7. 臨床修練制度の見直しについて

臨床修練制度の趣旨は、医療研修を目的として来日する外国医師又は外国歯科医師が研修において診療を行うことができる途を開くことにより、その目的を十分に達成することができるよう、医師法第17条及



び歯科医師法第17条の特例等を設け、我が国が、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与することを目指すものである。

今回の医療制度改革では、この臨床修練制度の対象職種に外国看護師、外国救急救命士等の13職種を追加したところであるが、この改正は対象職種の拡大のみを目的としたものであり、制度の趣旨や、許可の対象となる入国目的（医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国すること）、臨床修練指導者による実地の指導監督等の基本的な制度の仕組みは、原則として従前のおりとしている。

なお、臨床修練制度が、制度の趣旨を逸脱して、医療従事者の確保のための対策として活用されることや、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるものがないよう、参議院厚生労働委員会において、附帯決議（下記参照）が採択されたところである。

臨床修練制度の趣旨や今回の改正の目的・内容、外国看護師等に係る臨床修練の許可の基準などの臨床修練制度の運用に係る具体的事項については、追って通知する予定であるので、各都道府県におかれては、附帯決議も踏まえ、貴管下医療機関に対する周知等をよろしく願いたい。

（参考）参議院厚生労働委員会附帯決議（平成18年6月13日）（抄）

二十 臨床修練制度における対象資格の拡大に当たっては、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるものがないよう、改正の目的等の周知に努めること。

## 8. 女性医師バンクについて

近年、医師国家試験の合格者に占める女性の割合が約3分の1にまで高まるなど、医療現場における女性の進出が進む一方で、出産や育児により医療機関を休職・退職する女性も多いとの指摘がある。

こうした状況の下で、国民に継続して医療を提供していくためには、女性医師の方々に安心して働いていただけるような環境整備を進めていくことが重要と考えている。

そのため、退職した女性医師等に対する支援として、今年度より、女性医師のライフステージに応じた就労を支援するための「女性医師バンク」事業実施のため、平成18年11月22日に社団法人日本医師会と委託契約を締結をし、平成19年1月30日より運用を開始した。

各都道府県におかれては、管内の市町村や医療機関、関係団体等に本事業の活用を周知頂けるようご協力をお願いしたい。